

議案第 33 号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 債権の名称

住宅建設資金貸付金

2 債務者

島根県大田市温泉津町●●●●●●●●●●
●● ●●

3 債権金額等

元金及び利息金 1, 732, 272 円並びに元金に係る遅延利息金

4 放棄の理由

上記債務者は生活保護を受給しており、債権の回収が見込めないため。